

令和6年度補正予算持続可能な物流効率化実証事業費補助金
における圧縮記帳等の適用について

令和7年8月29日

持続可能な物流を支える物流効率化実証事業事務局

令和6年度補正予算持続可能な物流効率化実証事業費補助金は、持続可能な物流を支える物流効率化実証事業事務局から補助対象者に交付されるものであり、直接的には国から補助対象者に補助金が交付されるものではありませんが、所得税法第42条又は法人税法第42条に規定する国庫補助金等に該当し、他の要件も満たす場合には圧縮記帳等の適用が認められます。

なお、当該補助金のうち固定資産の取得等に充てるもの以外の「経費を補填するための補助金」については、所得税法第42条又は法人税法第42条の規定の対象外のため、圧縮記帳等の適用は認められません。

圧縮記帳等の適用にあたっては、補助対象者から税理士等の専門家にもご相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。